

## 日本ユニセフ協会の協定地域組織

日本各地には(公財)日本ユニセフ協会と「協力協定」を結び、パートナーとして地域の社会・文化に根付いたユニセフ活動を実践する「協定地域組織」があります。協定地域組織はボランティアによって運営され、世界の子どもたちの現状やユニセフの活動を紹介するためのユニセフコーナーの設置、学習会・講演会の開催、募金活動などを行っています。地域の皆様にご参加いただける行事や活動もございますので、ぜひお近くの協定地域組織にお問い合わせください。



©UNICEF/UN0274610/Herwig

北海道ユニセフ協会	011-671-5717	石川県ユニセフ協会	076-255-7997	山口県ユニセフ協会	083-902-2266
岩手県ユニセフ協会	019-687-4460	三重県ユニセフ協会	059-273-5722	香川県ユニセフ協会	087-813-0772
宮城県ユニセフ協会	022-218-5358	奈良県ユニセフ協会	0742-25-3005	愛媛県ユニセフ協会	089-931-5369
福島県ユニセフ協会	024-522-5566	大阪ユニセフ協会	06-6645-5123	久留米ユニセフ協会	0942-37-7121
茨城県ユニセフ協会	029-224-3020	京都綾部ユニセフ協会	0773-40-2322	佐賀県ユニセフ協会	0952-28-2077
埼玉県ユニセフ協会	048-823-3932	兵庫県ユニセフ協会	078-435-1605	熊本県ユニセフ協会	096-362-5757
千葉県ユニセフ協会	043-226-3171	鳥取県ユニセフ協会	0858-71-0970	宮崎県ユニセフ協会	0985-31-3808
神奈川県ユニセフ協会	045-334-8950	岡山ユニセフ協会	086-227-1889	鹿児島県ユニセフ協会	099-226-3492
岐阜県ユニセフ協会	058-379-1781	広島県ユニセフ協会	082-231-8855		

2020年3月現在

### (ご注意)

- ・この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内にはっきりと記入してください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。
- ・この用紙は、ATMではご利用いただけません。
- ・この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになる場合は、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
- ・この用紙による、払込料金は無料となります。
- ・ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおところ、おなまえ等は、加入者様に通知されます。
- ・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。

この場所には、何も記載しないでください。



©UNICEF/UN0274607/Herwig

届いたよ、  
未来につながる  
希望のチカラ

ユニセフ(国際連合児童基金)は、  
世界の子どもたちの命と健やかな成長を守るために活動する国連機関です。

公益財団法人 日本ユニセフ協会

〒108-8607 東京都港区高輪4-6-12 ユニセフハウス  
Tel.03-5789-2012 Fax.03-5789-2032 ホームページ: www.unicef.or.jp

unicef 



ユニセフはすべての子どもの命と権利を守るため、最も支援の届きにくい子どもたちを最優先に、約190の国と地域で、保健、栄養、水と衛生、教育、暴力や搾取からの保護、HIV/エイズ、緊急支援、アドボカシーなどの支援活動を実施しています。

## ユニセフが取り組む主な活動分野

### 子どもの生存と成長

世界では年間約530万人もの子どもが5歳の誕生日を迎えることなく亡くなっています。その原因の多くは予防ができるもの。ユニセフは、すべての子どもが乳幼児期に十分なケアと保護を受け、より良い人生のスタートを切ることができるよう、予防接種の普及、安全な水や衛生的な環境の確保、母乳育児の推進や栄養改善など、総合的な支援を行っています。



©UNICEF/UNI232367/Stephen

### 教育

学校は、健康で豊かな生活を送ったり、自分の夢をかなえたりするために必要なことを学ぶことができる場です。ユニセフは、男子も女子も、すべての子どもが学校に通い、また修了できるよう、教材や学用品など学校に必要な物を届けるとともに、衛生設備を整え、教員の養成などの支援に取り組んでいます。



©UNICEF/UN0340402/Frank Dejongh

### 水と衛生

世界では約22億人が安全に管理された飲み水を使用できず、多くの子どもたちが汚れた水の使用や不衛生な環境で暮らすことを強いられています。ユニセフは、清潔な水を届けるための給水設備を作ったり、衛生的な生活を送れるようトイレを設置したり、石けんを使った正しい手洗いなどの衛生習慣を広める活動をすすめています。



©UNICEF/UNI280336/Frank Dejongh

### 子どもの保護

武力紛争に巻き込まれたり、貧困のために厳しい労働を強いられるたり、また、出生登録がなされず、教育や保健などの社会サービスを受けられないなど、多くの子どもたちが困難な状況におかれています。ユニセフは、暴力、搾取、虐待から子どもたちを守り、子どもが法的に守られ、安心して生活できるような環境づくりに取り組んでいます。



©UNICEF/UN0202778/Hibbert

### 公平な機会

世界では約3億8,500万人もの子どもが極度の貧困下で暮らしています。その他にも、地理、紛争、差別、疎外、その他の障壁によって、何百万人もの子どもたちが、不平等、剥奪、何世代にもわたって続く貧困状態を強いられています。ユニセフはすべての子どもが人生において公平な機会を得られるように支援活動を行っています。



©UNICEF/UNI235957/Noorani

### 数字で見る世界の子どもたちの現状

- 5歳の誕生日を迎えることなく命を落とす子ども ▶ 年間**530万人**  
毎日約**1万5,000人**
- 安全な水がなく、下痢による脱水症状で命を落とす子ども ▶ 毎日**800人以上**
- 貧困など様々な理由で小学校に行けない子ども ▶ 約**5,900万人**
- 児童労働に従事している子ども(5~17歳) ▶ **1億5,200万人**
- 紛争下で暮らす子ども ▶ 推定**2億4,600万人**

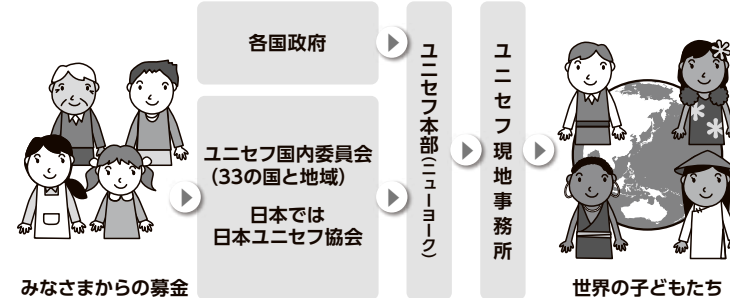
ユニセフの活動は、皆様からの募金によって支えられています。  
ユニセフ募金にご協力ください。

例えば、皆様の募金で...

※2020年1月現在の価格。1ドル=109円として計算。輸送や配布のための費用は含まれていません。

<b>500円で...</b> 4~5リットルの水を浄化できる浄水剤 <b>1250錠</b>	<b>1,000円で...</b> 下痢による脱水症から子どもの命を守る経口補水塩 <b>147袋</b>	<b>3,000円で...</b> HIV/エイズ簡易診断キット <b>22回分</b>
<b>5,000円で...</b> マラリアを運ぶ蚊から子どもを守る防虫剤処理済の蚊帳 <b>23張り</b>	<b>10,000円で...</b> 熱に弱いワクチンを安全に運ぶためのワクチン用保冷箱 <b>7箱</b>	<b>50,000円で...</b> 40人分の学用品と教材が入った「スクール・イン・ア・ボックス」 <b>3セット</b>

### 募金の流れ



### 募金協力方法

郵便局から(ゆうちょ銀行) 郵便局(ゆうちょ銀行) 振替口座: 00190-5-31000  
口座名義: 公益財団法人 日本ユニセフ協会  
※窓口でお振り込みの場合、送金手数料が免除されます。

お電話で フリーダイヤル 0120-88-1052  
受付時間/月~金 9:00~18:00 (平日)

Webで 日本ユニセフ協会ホームページ [www.unicef.or.jp](http://www.unicef.or.jp)  
クレジットカード、インターネットバンキング、コンビニ支払い等による募金を受け付けています。

※日本ユニセフ協会への募金は、所得税、一部自治体の個人住民税、相続税および法人税の控除対象となります。

99	東京	払込取扱票									
口座記号番号		金額									
001905		千 百 十 万 千 百 十 円									
31000		金 額									
料 金		備 考									
公益財団法人 日本ユニセフ協会		免									
加入者名		窓口専用									
※ (郵便番号 - )											
依頼人											
(フリガナ) 氏 名											
住 所											
電話番号											
E-MAIL:											
メールによる情報のご提供、ご協力をお願いなどを送らせていただくことがあります。		日 附 印									
裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行) (承認番号東第52596号)		この受領証は、大切に保管してください。									
これより下部には何も記入しないでください。											

### 振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	001905
金額	31000
千 百 十 万 千 百 十 円	
加入者名	公益財団法人 日本ユニセフ協会
依頼人	様
料 金	日 附 印
備 考	

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押ししてください。切り取らないでお出しください。